

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第20号

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の職務に専念する義務の免除(以下「義務免除」という。)に関し、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>(1)~(7) 略</td><td></td></tr><tr><td>(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤によ</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr></table>	(1)~(7) 略		(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤によ	その都度必要と認める期間	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の職務に専念する義務の免除(以下「義務免除」という。)に関し、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>(1)~(7) 略</td><td></td></tr><tr><td>(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤</td><td>その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)</td></tr></table>	(1)~(7) 略		(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)
(1)~(7) 略									
(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤によ	その都度必要と認める期間								
(1)~(7) 略									
(8) 公務上の災害又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)								

る災害を含む。)に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合(準備行為を行う場合を除く。)	
(9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合(準備行為を行う場合を除く。)	その都度必要と認める期間
(10) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき勤務時間中において適法な交渉を行う場合又は同条第11項の規定に基づき当局に不満を表明し、若しくは意見を申し出る場合(準備行為を行う場合を除く。)	その都度必要と認める期間
(11) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第7条の規定に基づき団体交渉を行い、又は同法第13条第1項の規定に基づき設置する苦情処理共同調整会議に出席する場合(準備行為を行う場合を除く。)	その都度必要と認める期間
(12) 略	
(13) 略	
(14) 略	

(期間の単位及び計算)

第3条 義務免除をされる期間の単位は、1分とする。
ただし、これにより難しい場合は、1日又は1時間を単位とすることができる。

2 週休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)又は休日(勤務時間条例第12条第1項に規定する代休日を含む。以下同じ。)をはさんで義務免除をされた場合の期間の計算は、その期間中に週休日又は休日を含むものとする。

(義務免除の手続)

第4条 職員の義務免除の手続については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事

による災害を含む。)に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合	
(9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)
(10) 地方公務員法第55条第11項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)
(11) 略	
(12) 略	
(13) 略	

(期間の単位及び計算)

第3条 義務免除される期間の単位は、1日又は1時間とする。

2 週休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)又は休日(勤務時間条例第12条第1項に規定する代休日を含む。以下同じ。)をはさんで義務免除をされた場合の期間の計算は、その期間中に週休日又は休日を含むものとする。

(義務免除の手続)

第4条 職員の義務免除の手続については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県

<p>委員会規則第15号)の規定による特別休暇の手続の例による。</p> <p>(非常勤職員の義務免除)</p> <p><u>第6条 非常勤職員(常時勤務に服することを要しない職員(地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員に限り、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。)の義務免除については、任命権者が定める。</u></p> <p>(その他の事項)</p> <p><u>第7条 略</u></p>	<p>人事委員会規則第15号)の規定による特別休暇の手続の例による。</p> <p>(その他の事項)</p> <p><u>第6条 略</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(33) 略</p> <p>(34) 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表<u>第14号</u>の規定により職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第34号の規定により特別休暇に関する認定を行うこと。</p> <p>(35)~(38) 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(33) 略</p> <p>(34) 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表<u>第13号</u>の規定により職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第34号の規定により特別休暇に関する認定を行うこと。</p> <p>(35)~(38) 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。